平成27・28年度 建設工事に係る 競争入札参加資格審査 申請要領

【県内建設業者用】

福井県土木部土木管理課

<入札参加資格審査申請に関する問い合わせ先>

1 電子申請システムの操作に関すること

- ・印刷の方法が分からない。
- ・データの保存、読込みの方法が分からない。
- ・データの修正の方法が分からない。

ふくe-ネットサービスデスク

電話 0570-005-353 (直通)

平日の午前9時から午後5時まで

2 業者番号に関すること

- 業者番号がわからない。
- ・新規に申請をするので、業者番号を発行してほしい。

土木部土木管理課建設業グループ

電話 0776-20-0470(直通)

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

3 申請書類の記入方法、添付書類の内容等に関すること

・上記1および2以外に関すること。

主たる営業所 [※] の所在地	提出先
福井市 吉田郡永平寺町	福井土木事務所総務課
	〒910-0853 福井県福井市城東 4-28-1
	電話 0776-24-5114 (内線 323-324)
あわら市 坂井市	三国土木事務所総務課
	〒913-0043 福井県坂井市三国町錦 4-2-68
	電話 0776-82-1111 (直通)
大野市 勝山市	奥越土木事務所総務課
	〒912-0016 福井県大野市友江 11-14
	電話 0779-66-1221 (内線 816)
鯖江市 越前市 今立郡池田町 南条郡南越	丹南土木事務所総務課
前町 丹生郡越前町	〒915-0882 福井県越前市上太田町 42-1-1
	電話 0778-23-4539 (直通)
敦賀市 三方郡美浜町 三方上中郡若狭町の	敦賀土木事務所総務課
うち旧三方町の区域	〒914-0811 福井県敦賀市中央町 1-7-36
	電話 0770-22-5448 (直通)
小浜市 大飯郡高浜町 大飯郡おおい町 三	小浜土木事務所総務課
方上中郡若狭町のうち旧上中町の区域	〒917-0241 福井県小浜市遠敷 1-101
	電話 0770-56-5950 (直通)

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

1 資格の種類

福井県が発注する建設工事に係る競争入札参加資格の種類は、建設業法別表の上欄に掲げる建設工事です。

ただし、「とび・土工・コンクリート工事」については、

- 「法面処理工事」
- •「交通安全施設工事」
- ・「とび・土工・コンクリート(その他)工事」 の3つに区分します。

2 資格審査を受けることができる者

次のすべての要件を満たす者に限り、競争入札参加資格審査の申請をすることができます。

[全ての業種に共通する項目]

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者)でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- ③ 次に掲げる税のうち納期限の到来しているものを滞納していないこと。
 - ア 福井県税
 - イ 法人税(申請者が法人である場合)
 - ウ 申告所得税(申請者が個人である場合)
 - エ 消費税および地方消費税
- ④ 申請する業種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていること。
- ⑤ 資格審査の審査基準日の直前1年間に終了する事業年度の決算日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査の申請をしていること。

資格審査の審査基準日は、「3 資格審査の申請期間」の「審査基準日の欄」(5ページ)をご覧ください。定期申請の場合、審査基準日は平成26年10月1日ですから、平成25年10月1日から平成26年9月30日の間に終了する事業年度に係る経営事項審査を受審している必要がありますので御注意ください。

- ⑥ 申請に係る建設工事の業種について、⑤に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定 値通知書の2年平均または3年平均の完成工事高が250万円を超えていること。
- ⑦ 他の有資格者の営業所から「独立した営業所」を有する者であること。
- ⑧ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいず

れかに加入していること、または退職一時金制度を有していること

- ⑨ 健康保険、厚生年金保険および雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料について審査基準日前2年間に未納の期間がない者(加入義務がある者に限る。)であること。
- ⑩ 経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)で申請される場合にあっては、全ての構成員が上記①~⑨の要件を満たしていること。

[**業種ごと**に要求される項目]

- ① **電気工事**に係る資格審査を申請する者については、電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第34条第4項の規定による届出をしていること(経常JVで申請される場合にあっては、全ての構成員)。
- ② <u>**IT装工事**</u>に係る資格審査を申請する者については、次に掲げる建設機械の**全部(規格を問いません。)**を所有していること(経常JVで申請される場合にあっては、JV構成員の全体で)。
 - ・アスファルトフィニッシャー
 - ・タイヤローラー
 - ・マカダムローラー
 - - ※A等級格付けに必要な建設機械の規格

アスファルトフィニッシャー 舗装幅3.3m以上(伸長時の最大幅) タイヤローラー 車輌重量8 t以上(バラストを含めた最大時の重量) マカダムローラー 車輌重量10 t以上(バラストを含めた最大時の重量)

- 2 ②の「所有」には、契約期間が平成29年4月30日以後に及ぶもので、リース期間中の全てにおいて「所有」と同視できる程度に独占的使用が認められているもの(原則として、法人税法に規定するファイナンスリース取引契約に係るものに限る。)により使用する場合を含みます。
- 3 ②で所有しなければならないとされている建設機械については、建設工事に使用することができるものであるかどうか、その作動状況を監督職員が実地に確認したものでなければ所有しているとは認められず、 資格を認定することができません。

「ほ装工事」の資格審査を申請される方は、「ほ装工事施工体制実態調書 (様式第5号)」を提出し、その内容について、所管土木事務所の確認を受けてください。

[経常JVに関する項目]

① 経常JVとして資格審査を申請するには、次に掲げる要件を満たす必要があります。 ア 構成員の全員が、資格者名簿に登載を希望する業種(以下「登載業種」という。) について、建設業法第3条第1項の許可を有しての営業年数が3年以上あり、かつ、 同法第27条の23の規定による経営事項審査の申請をしていること。

- イ 構成員の全員が登載業種について元請の実績があること。
- ウ 構成員の全員が主たる営業所の所在地を所管する土木事務所が同一である県内業者であること。
- エ 建設業法第26条に規定する登載業種に係る監理技術者または主任技術者となることができる者を工事現場ごとに配置しうるものであること
- オ 構成員のいずれかが他の経常 J V (登載業種が異なるものを含む。) の構成員となっていないこと。
- カ 構成員の数が2または3であること。
- キ 資格者名簿において、同一等級または直近等級に属する者との2者または3者の組み合わせによるものとし、等級が3等級にわたらないこと。
- ク 経常 J V の代表者は構成員において定める者とし、構成員の最小出資比率は構成員が2のときは30パーセント以上、3のときは20パーセント以上であること。
- ② 平成27・28年度の競争入札参加資格を有すると決定された建設業者(単体)は、 当該資格が有効となった日から9か月を経過した後でなければ、当該資格と同一の業種 について、経常JVとしての資格審査を申請することができません。

また、同様に、平成27・28年度の競争入札参加資格を有すると決定された経常J Vの構成員は、当該資格が有効となった日から**9か月**を経過した後でなければ、当該資格と同一の業種について、建設業者(単体)または他の経常JVの構成員として資格審査を申請することができません。

3 資格審査の申請期間

申請の区分	申請期間	資格適用日 (予定)	審査基準日
定 期	平成 26 年 11 月 1 日~12 月 31 日	平成 27 年 5 月 1 日	平成 26 年 10 月 1 日
27 年 5 月追加	平成 27 年 5 月 1 日~ 5 月 31 日	平成 27 年 8 月 1 日	平成 27 年 1月1日
27 年 8 月追加	平成 27 年 8 月 1 日~ 8 月 31 日	平成 27 年 11 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
27 年 11 月追加	平成 27 年 11 月 1 日~11 月 30 日	平成 28 年 2 月 1 日	平成 27 年 7 月 1 日
28 年 2 月追加	平成 28 年 2 月 1 日~ 2 月 28 日	平成 28 年 5 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
28 年 5 月追加	平成 28 年 5 月 1 日~ 5 月 31 日	平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年 1月1日
28 年 8 月追加	平成 28 年 8 月 1 日~ 8 月 31 日	平成 28 年 11 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
28 年 11 月追加	平成 28 年 11 月 1 日~11 月 30 日	平成 29 年 2 月 1 日	平成 28 年 7 月 1 日

【注意事項】

- ・県の休日(土曜日、日曜日、休日および12月29日から31日まで)には、持参による申請書 類の受付はできませんので、御了承ください。
- ・申請期間の末日が県の休日の場合に、申請書類を提出される方は、**必ず郵送**としてください(当該期間内の消印があるものに限り、受け付けます。)

4 資格審査の結果通知および公表

資格審査の結果は、申請者に通知するとともに、福井県のホームページでも公表します。

5 資格の有効期間

平成27・28年度の競争入札参加資格の有効期間は、資格適用の日から<u>平成29年4</u> **月30日までの予定**です。

6 資格審査の申請の方法

(1)申請手続の概要

平成27・28年度の競争入札参加資格審査の申請においては、その一部について電子申請を行ってください。

電子申請は、≪ふくeネット電子申請≫から行ってください。

競争入札参加資格審査申請書作成画面は、県ホームページの「平成27・28年度競争入札参加資格申請」から直接リンクすることができます。

なお、電子申請を行っただけでは、申請手続として完了しません。次の①および②の両 方の手続を行うことで申請手続が完了します。

- ① 電子申請によるデータの送信
- ② 次に掲げる書類の送付(持参または郵送)
 - ア ①の電子申請で入力した様式を印刷したもの
 - イ 電子申請で入力する様式以外の様式
 - ウ 滞納がない旨の証明書、登記事項証明書その他の添付書類
- ①および②の両方の手続を申請期間内に終える必要があります。

なお、②について郵送とする場合は、申請期間内の日付の消印があるものは、申請期間内に到達したものとして取り扱います。

申請手続の概要については、次ページを参照してください。

電子申請手続 電子申請手続以外の申請書類 業者番号を確認(次ページ参照) 申請書様式を取得 資格審査申請のホームページで業者番 資格審査申請のホームページから 号を確認してください。 申請書様式をダウンロードしてくだ 福井県に新規に資格審査を申請される さい。 方は、県土木管理課に「確認票」をFAX し、業者番号を確認してください。 申請書を作成 電子申請手続を実施 記入要領に基づき、必要事項を記入 ·「ふくeーねっと電子申請」により、電 してください。 子申請手続を行ってください。 ・記入要領に基づき、必要事項を入力して ください。 ・入力した内容を確認し、印刷した後、送 添付書類を準備 **信**してください。 申請書類に添付が必要な書類(登記 事項証明書、納税証明書など)を準備 (※提出する必要のない様式も印刷され してください。 ます。不要な様式は破棄してください。) В ・到達確認画面で表示される到達番号は 必ず控えてください。 С

申請書類を提出

※ 電子申請手続のみでは、申請書類の提出となりません。 電子申請手続で印刷した書類(A)、電子申請手続以外の申請書類(B)および申請書類 に添付が必要な書類(C)を併せて提出してください。

|! 重要!|【電子申請手続で入力する「業者番号」の確認方法について】

「業者番号」は、県が建設工事に係る資格審査を行う際に付番する整理番号です(建設業の許可番号とは異なりますので、十分御注意ください。)。

なお、誤った業者番号を入力されますと、審査を行うことができない場合もありますので、必ず正確な業者番号を入力してください。

1 平成25・26年度競争入札参加資格者名簿に登載されたことがある建設業者

以下の順により、「業者番号一覧表」を御覧ください。

福井県トップページ → 電子行政サービス「公共工事・入札情報・電子入札」 → 平成27・28年度競争入札参加資格申請 → 4(2)「業者番号」

2 1以外の建設業者

(福井県に新規に資格審査を申請される方、平成24年度以前の資格者名簿に登載されていた方、新たに経常JVを結成して資格審査を申請される方等)

上記「**業者番号の確認について**」から「**業者番号・許可番号確認票(建設工事用)**」をダウンロードし、必要事項を記入の上、県土木部土木管理課に**FAX(0776-22-8164)**してください。折り返しFAXにて業者番号をお知らせします。

3 経常JVの「許可番号」について

経常JVを結成して資格審査を申請される場合に、電子申請様式の「建設業の**許可番号**」 の欄に入力する許可番号については、県土木管理課が指定します。

「**業者番号・許可番号確認票 (建設工事用)**」をダウンロードし、必要事項を記入の上、県土木部土木管理課に**FAX (0776-22-8164)** してください。折り返しFAXにて許可番号をお知らせします。

なお、この経常JVの許可番号はシステム管理上の必要により付与するものであって、 経常JVとして建設業法上の建設業許可を与えるものではありません。

(2)提出書類

入札参加資格申請で提出していただく書類は、次の表に掲げるものです。よくお確かめの上、漏れなく提出してください。申請書類に不備がある場合は、資格審査を受けることができませんので御注意ください。

また、申請書類に事実と異なる事項を記載していることが判明した場合には、資格 を認定された後でも、その資格が取り消される場合があります。

- ★ 「様式」欄に、「(電子)」と記載のあるものは、電子中請様式です。《ふく e—ネット》で必要事項を入力の上、印刷したものを提出してください。
- ★ O付数字の書類は、経常JVで申請する場合のみ、提出してください。
- ★ 口付数字の書類は、受付票の返送を希望される方のみ、提出してください。

*	□付数字の書類は、受付票の返送を希	望される方のみ、提出	してください。
No	提出書類	様式	注意事項
1	提出書類チェック表(県内建設業者		・申請要領 14・15 ページにある一覧表にて提出書類をチ
	用)または(県内JV業者用)		ェックしてください。
2	競争入札参加資格審査申請書	様式第1号(その1)	・ <u>押印しないでください</u> 。
	(県内建設業者用)	(電子)	
3	経常建設共同企業体構成員一覧表	様式第2号	・申請者が経常JVの場合のみ提出してください。
4	経営規模等総括表	様式第3号	・申請者が経常JVの場合のみ提出してください。
5	経常建設共同企業体協定書	任意様式	・申請者が経常JVの場合のみ提出してください。
6	経営規模等評価結果通知書·総合評	発行官公署様式	・資格審査に係る審査基準日の直前1年間(定期申請の場
	定值到書(写)		合、平成25年10月1日から平成26年9月30日ま
			で)に終了する事業年度の決算日を基準として行われた
			経営事項審査に係るものに限ります。
			<経営事項審査の申請をしていない場合の取扱い>
			· 知事許可業者 の場合
			資格審査の申請と同時に経営事項審査の申請を行っ
			てください(経営事項審査を申請していない場合は、
			資格審査申請を受け付けません。)。
			・大臣許可業者の場合
	誓約書	様式 第11号	誓約書(様式第11号(その1))に受付印のある経営
		(その1)	規模等評価申請書および総合評定値請求書の写しを提
			出し、同誓約書に指定する日までに、通知書の写しを
			提出してください。
			※「定期申請」の場合に限っての特例です。追加申請の場合には、
			必ず所定の期間内に終了する審査基準日に係る通知書の写しを
7	7年6小米、日曜・今十、文米、日	※公⇒ハ栗++ 	提出してください。
/	建設業退職金共済制度、中小企業退	発行官公署様式	・No.6 の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
	職金共済制度もしくは特定退職金井済制度のいずれかに加入してい	(退職一時金制度) を有していること	で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」となっ ている場合には、提出を省略することができます。
	ることを証する書類(写)または退	を証する書類にあ	・No.6 の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
	ることを証9 る書類 (手) まだは返し 職一時金制度を有していることを	を証する音類にあ っては、任意様式)	・NO.0 の程名の探告計画記念地音・総合計と画画は書 で、「建設業退職金共済制度加入の有無」が「無」で、
	職一时立制度を有していることを 証する書類 (写)	つけ、住民物式	かつ、「退職」時金制度若しくは企業年金制度導入の有
	証9の音類(ラ) 		無」が「有」の場合に、「退職・時金制度を有している
			ことを証する書類」 を提出してください(企業年金制度
			のみでは資格審査を受けることができません。)。
8	健康保険、厚生年金保険および雇用	発行官公署様式	・県内の営業所に係るもののみ提出してください。
0	保険について審査基準日前2年間	元门日公百水八	・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「適用」
	に保険料の未納の期間がない旨の		なし」となっている保険については、提出不要です。
			・健康保険および厚生年金保険については所管の年金事務
			所、雇用保険については福井労働局で証明を受けてくだ
			が、権力体例に対しては一方面のでは対と支げてくた。
			・全期間分の保険料の領収書の写しによる代替も認めま
			上方言ころを含むないできない。

			す。
			・正当な理由により保険料の納入期間が2年間に満たない
			場合には、理由書(様式第12号)を併せて提出してください。
9	 電気工事業を開始した旨の届出受		・「 電気工事業」を申請する場合のみ 提出してください。
9	理書(写)		
10	とび・土工・コンクリート工事完成	様式第4号 (電子)	・「法面処理工事」、「交通安全施設工事」または「とび・
	工事高内訳調べ		土工・コンクリート(その他)工事)」を申請する場合の
			み、提出してください。
11	ほ装工事施工体制実態調書	様式第5号 (電子)	・「 は装工事」を申請する場合のみ 、提出してください。
			・建設機械の所有の実態について実地確認を行いますの
			で、所管土木事務所長の指示に従ってください。
12	法面処理工事施工体制実態調 書	様式第6号 (電子)	・「 法面処理工事」を申請する場合のみ 、提出してくださ い。
13	営業所調査書	様式第7号 (その1)	・ 附表 1 の営業所写真台帳および附表 2 の営業所に関する
		(電子)	誓約書も併せて提出してください。
		附表1	・県の入札参加資格者が備えるべき営業所の要件を備えて
		附表2	いない場合(営業所調査書に1つでも「いいえ」の項目
			がある場合)には、入札参加資格を付与しません。
			・資格付与後であっても、 県が抜き打ちで実施する営業所
			調査の結果、営業所要件を満たしていないことが明らか
			になった場合は、資格を取り消す ことがあります。
14	特別項目点数の算定に係る自己申	様式第8号 (電子)	・土木―式工事、建築―式工事、電気工事、管工事、鋼構
	告書およびその事実を証明する書		造物工事またはま装工事を申請する場合のみ、提出して
	類		ください。
			・様式の添付書類欄に記載の書類を添付してください。添
			付がない場合は、特別項目点数の算定を行わない場合が
			あります。
15	登記事項証明書または身元証明書	発行官公署様式	・申請者が、法人の場合にあっては登記事項証明書を、個
	(写)		人の場合にあっては身分証明書を提出してください。
			・申請書提出時以前3か月以内のものとします。
16	法人税または申告所得税、消費税お	発行官公署様式	・申請者が、法人の場合は国税通則法施行規則別紙第9号
	よび地方消費税に滞納のない旨の		様式その3の3を、個人の場合はその3の2を提出して
	証明書【原本】		ください。
47	4=11/H12/1-144/11/4-1-1-1	56/二二 ハ 田1 イ ト	・申請書提出時以前3か月以内のものとします。
17	福井県税に滞納がない旨の証明書	発行官公署様式	・「個人県民税を除くすべての県税」に滞納がない旨の証
	原本】		明を受けてください。
10	╧╩	t * *** 0 ロ / フ の 1 \	・申請書提出時以前3か月以内のものとします。
18	営業用設備調べ	様式第9号(その1) (電子)	
19	82 円切手(結果通知用)		・資格審査結果通知書送付用です。
			・紛失しないよう、封筒などに入れて提出してください。
20	受付票	様式第10号	・受付票の交付を 希望される方のみ 提出してください。
			※受付票の交付以外の方法による受付確認(申請書コピー
			への受付印の押印等)は、御遠慮ください。
21	返信用封筒(受付票返送用)	任意様式	・受付票の交付を希望される方のみ提出してください。
			・返信先を明記してください。
			・必要な金額分の切手を貼付してください。
			・申請書を持参される場合は、不要です。

(3) 様式の入手方法

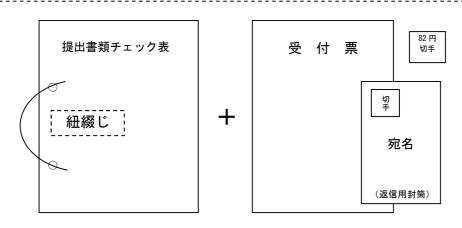
- ① 次に掲げる様式は、電子申請様式です。《ふく e ネット電子申請》で必要事項 を入力し、印刷した上で提出してください。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号(その1))
 - イ とび・土工・コンクリート工事完成工事高調べ(様式第4号)
 - ウ 舗装工事施工体制実態調書 (様式第5号)
 - 工 法面処理工事施工体制実態調書 (様式第6号)
 - オ 営業所調査書(様式第7号(その1)) ※附表を除く。
 - カ 特別項目点数の算定に係る自己申告書(様式第8号)
 - キ 営業用設備調べ (様式第9号(その1))
- ② 次に掲げる様式は、**平成27・28年度競争入札参加資格申請のホームページからダウンロード**の上、必要事項を記入の上、提出してください。
 - ア 提出書類チェック表
 - イ 経常建設共同企業体構成員一覧表 (様式第2号) ※経常J Vで申請する場合に限る。
 - ウ 経営規模等総括表 (様式第3号) ※経常」 Vで申請する場合に限る。
 - エ 営業所調査書(様式第7号(その1)) 附表1および附表2
 - 才 受付票 (様式第10号)
 - カ 誓約書 (様式第11号(その1))
 - キ 健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者の届出日が審査基準日前2年 間に満たない旨の理由書(様式第12号)
- ③ それぞれの様式については記入例を参考にして、誤りや記入漏れがないように御留意ください。

(4)申請書の編綴方法

申請書類は、(2)の提出書類のNo.順に、長辺の左側に穴を2つ開け、紐綴じとしてください。

ただし、No.19 (結果通知用 82 円切手)、No.20 (受付票) およびNo.21 (受付票返送用封 筒) は紐綴じしないでください。

※ ホッチキス、ガチャック、クリップ等は、一切使用しないでください。また、フラットファイル等に綴じ込まないでください。



7 申請書の提出先

申請書類は、次の表の左欄に掲げる主たる営業所の所在地の区分に応じ、右欄に掲げる提出先に提出してください。

主たる営業所の所在地	提出先
福井市 吉田郡永平寺町	福井土木事務所総務課 〒910-0853 福井県福井市城東 4-28-1 電話番号 0776-24-5114 (直通)
あわら市 坂井市	三国土木事務所総務課 〒913-0043 福井県坂井市三国町錦 4-2-68 電話番号 0776-82-1111 (直通)
大野市 勝山市	奥越土木事務所総務課 〒912-0016 福井県大野市友江 11-14 電話番号 0779-66-1221 (内線 816)
鯖江市 越前市 今立郡池田町 南条郡南越前町 丹生郡越前町	丹南土木事務所総務課 〒915-0882 福井県越前市上太田町 42-1-1 電話番号 0778-23-4539 (直通)
敦賀市 三方郡美浜町 三方上中郡若狭町のうち 旧三方町の区域	敦賀土木事務所総務課 〒914-0811 福井県敦賀市中央町 1-7-36 電話番号 0770-22-5448 (直通)
小浜市 大飯郡高浜町 大飯郡おおい町 三方上 中郡若狭町のうち旧上中町の区域	小浜土木事務所総務課 〒917-0241 福井県小浜市遠敷 1-101 電話番号 0770-56-5950 (直通)

8 申請書に記載した事項に変更があった場合

既に提出した競争入札参加資格審査申請書の記載事項について変更があった場合は、速 やかに、7の提出先に、変更届を提出してください。

変更届の様式は、平成27・28年度競争入札参加資格申請のホームページからダウンロードできます。

変更事項	添付書類	提出部数
商号または名称に変更があったとき		
主たる営業所の所在地に変更があったとき	登記事項証明書(写し可)	正副1部
代表者氏名に変更があったとき		
主たる営業所の電話番号に変更があったとき	_	正副1部
入札参加資格を有している業種の建設業許可、許可区分または許可番号に変更があったとき	許可書(写) 廃業届(写)など	正副1部
入札参加資格審査を申請している業種のうち、取 下げをしたい業種があるとき	_	正副1部
ほ装工事・法面処理工事施工体制実態調書の所有 機械または技術者について変更があったとき	ほ装工事施工体制実態調書 (様式第 5号)・法面処理工事施工体制実態 調書 (様式第6号)	正副1部

- 注1 会社の合併または分割、事業の譲渡、組織変更(個人から法人への変更)等があった場合には、 資格の承継等の手続が必要となる場合がありますので、所管の土木事務所または土木部土木管理課 までお問い合わせください。
 - 2 変更届の提出は、郵送でも構いません。
 - 3 受付票が必要な方は、受付票(様式第 10 号)に必要事項を記入の上、切手を貼付した返信用封 筒を同封してください。
 - 4 ほ装工事施工体制実態調書(様式第5号)および法面処理工事施工体制実態調書(様式第6号)の変更に当たっては、平成27・28年度競争入札参加資格申請のホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください(電子申請の必要はありません。)。

9 資格の取消しおよび停止について

- ① 県の競争入札参加資格者名簿に登載された者(以下「有資格者」といいます。)が次のいずれかに該当するに至ったときは、原則として、資格を取り消します。
 - ア 2の資格審査を受けることができるものに掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - イ 1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以後に経営事項審査を受けていないと き。
 - ウ 資格審査申請書に事実と異なる事項を記載したことが判明したとき。
 - エ 破産手続開始の決定があったとき。
 - オーその他知事が必要と認めるとき。
- ② 有資格者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間、資格を停止します。
 - ア変更の届出をしなかったとき。
 - イ 資格承継の承認申請をしたとき。
 - ウ 経常建設共同企業体の構成員または有資格者が、資格審査の追加申請をしたとき。
 - エ 福井県が発注する建設工事の請負契約の受注者が備えるべき営業所の要件として 知事が別に定めるものを満たしていることが確認できないとき。
 - オ 工事成績評定要領第9条第2項に規定する総評点が別に定める数値以下であると き。

カーその他知事が必要と認めるとき。

10 資格の承継および資格の再審査について

有資格者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、資格の承継および資格の再審査をすることがあります。詳しくは、所管の土木事務所または県土木管理課までお問い合わせください。

- ・法人である名簿登載者について、新設合併または吸収合併があったとき。
- ・法人である名簿登載者について、新設分割または吸収分割があったとき。
- ・法人である名簿登載者の建設業に係る事業の全部について、事業の譲渡があったとき (事業を譲り渡した者が建設業に係る事業を廃止した場合に限る。)。
- 個人である名簿登載者が法人を設立し、その代表者となったとき。
- ・個人である名簿登載者の死亡等により、家業の相続があったとき。
- ・会社の合併、建設業に係る事業の譲渡等により新たに会社が設立されたとき。
- ・会社の合併、建設業に係る事業の譲渡等により特別項目点数の加点評価を受けた建設 業者が会社分割、事業の譲渡等を行ったことにより、加点評価の目的を達せられなく なったと認められるとき。
- ・会社更生法の規定に基づく更生手続開始決定を受けたときまたは民事再生法の規定に 基づく再生手続開始決定を受けたとき。

提出書類チェック表(県内建設業用)

		申請業種							
項目	様 式	土木一式	建築一式	電気	管	鋼構 造物	ほ装	その他	
提出書類チェック表	本用紙								
競争入札参加資格審査申請書(県内建設業者用)	様式第1号(その1)								
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)	発行官公署様式								
誓約書 ^{※1}	様式第11号(その1)								
建設業退職金共済制度に加入等を証する書類(写)*2	発行官公署様式								
社会保険料※について未納の期間がない旨を証する書類	発行官公署様式								
健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者の届出	 様式第 12 号								
日が審査基準日前2年間に満たない旨の理由書※3	1815年12月					1		,	
電気工事業を開始した旨の届出受理書(写)	発行官公署様式							_	
とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ	様式第4号			_				□*	
ほ装工事施工体制実態調書	様式第5号	_		_		_		_	
法面処理工事施工体制実態調書	様式第6号	_	_	_		_	_	□*	
営業所調査書(県内建設業者用)	様式第7号(その1)							T	
特別項目の算定に係る自己申告書	様式第8号			Ε]				
経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」(建				Г	1			_	
設業法施行規則様式第25号の11の別紙二)※3									
経営事項審査申請書に添付した「貸借対照表」(法人は							_		
建設業法施行規則様式第15号、個人は様式第18号)			T		_	Υ	Y		
優良工事表彰を受けたことを証する書類(写)※3									
労働安全衛生表彰を受けたことを証する書類(写)※3									
エコアクション 21 登録証(写) **3]			<u> </u>	
建設業に従事する常用雇用者の健康保険証(写)							<u> </u>		
障害者雇用報奨金支給決定通知書(写)※3									
一般事業主行動計画策定・変更届(写) ^{※3}									
基準適合一般事業主認定書(写)※3									
父親子育て応援企業知事表彰状(写)※3									
子育てモデル企業認定書(写)**3			T]	1	Y		
除雪契約書(写) ^{※3}			<u> </u>	—	—		<u> </u>	<u> </u>	
県との民間除雪機械委託契約書(写)**3			<u> </u>					<u> </u>	
災害協定書(写)※2、※3			<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>	
消防団協力事業所表示証(写)**3			1]	1		_	
建築一式元請工事の施工実績を証する書類(写)※3	任意様式					<u> </u>			
登記事項証明書(法人)または身元証明書(個人)(写)	発行官公署様式								
税(法人税または申告所得税、消費税および地方消費税)	 発行官公署様式								
に滞納のない旨の証明書【原本】※4									
税(福井県)に滞納のない旨の証明書【原本】※5	発行官公署様式								
営業用設備調べ	様式第9号(その1)								
82円切手(結果通知用)									
受付票(受付票の交付を希望される方のみ)	様式第10号								
および受付票返送用封筒(切手貼付)	任意様式								

^{※1} 平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に終了する事業年度の決算日を基準として行われた経営 事項審査の結果通知書を添付できない場合に、結果通知書に代えて提出してください。なお、平成27年1月31日 までに結果通知書を提出できないときは、理由の如何を問わず、申請を却下します。

- 2 経営規模等評価結果通知書で「無」の表示がある場合に限り、提出してください。
- 3 該当する事項がある場合に限り、提出してください。
- 4 法人にあっては国税通則法施行規則別紙第9号様式3の3、個人にあっては同様式その3の2を提出してください。
- 5 「個人県民税を除くすべての県税」に滞納がない旨の証明書を提出してください。

提出書類チェック表(県内JV業者用)

		申請業種							
項目	様 式	土木 建築 電気 管 端構 は						その	
		一式	一式	电风	E	造物	谜	他	
提出書類チェック表(本用紙)									
競争入札参加資格審査申請書(県内建設業者用)	様式第1号(その1)								
経常建設共同企業体構成員一覧表	様式第2号								
経営規模等総括表	様式第3号								
経常建設共同企業体協定書(写)	任意様式								
経営規模等評価結果通知書·総合評定値通知書(写)※6	発行官公署様式								
誓約書 ^{※1}	様式第11号(その2)								
建設業退職金共済制度に加入等を証する書類(写)※2、※6	発行官公署様式								
社会保険料について未納の期間がない旨を証する書類 ※5	発行官公署様式								
健康保険、厚生年金保険および雇用保険の被保険者の届出 日が審査基準日前2年間に満たない旨の理由書 ^{※3}	様式第12号								
電気工事業を開始した旨の届出受理書(写)※6	発行官公署様式	_	_		_	_	_		
とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳調べ ※6	様式第4号								
ほ装工事施工体制実態調書	様式第5号	_	_	_	_	_		_	
法面処理工事施工体制実態調書	様式第6号	_	_	_	_	_	_		
営業所調査書(県内建設業者用)※6	様式第7号(その1)								
特別項目の算定に係る自己申告書	様式第8号						_		
経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」(建設									
業法施行規則様式第25号の11の別紙二)※3									
経営事項審査申請書に添付した「貸借対照表」(法人は建設									
業法施行規則様式第15号、個人は様式第18号)									
優良工事表彰を受けたことを証する書類(写)※3									
労働安全衛生表彰を受けたことを証する書類(写) ^{※3、※6}									
エコアクション 21 登録証(写) *3、*6									
建設業に従事する常用雇用者の健康保険証(写)								_	
障害者雇用報奨金支給決定通知書(写)※3、※6	発行官公署様式					—			
一般事業主行動計画策定·変更届(写) ^{※3、※6}	発行官公署様式								
基準適合一般事業主認定書(写)※3、※6	発行官公署様式								
父親子育て応援企業知事表彰状(写) ^{※3、※6}								—	
子育てモデル企業認定書 (写) *3、*6								—	
除雪契約書(写) ^{※3、※6}			<u> </u>		-	<u> </u>			
県との民間除雪機械委託契約書(写)			<u> </u>		_		—		
災害協定書(写) ^{※2、※3、※6}			_		_	_	—	—	
消防団協力事業所表示証(写) ^{※3、※6}	発行官公署様式								
建築一式元請工事の施工実績を証する書類 (写) ※3	任意様式								
登記事項証明書または身元証明書(写)※6	発行官公署様式								
税(法人税または申告所得税、消費税および地方消費税)に滞 納のない旨の証明書【原本】 ^{※4、※6}	発行官公署様式								
税(福井県)に滞納のない旨の証明書【原本】**5、**6	発行官公署様式								
営業用設備調べ	様式第9号(その1)								
82 円切手(結果通知用)									
受付票 (受付票の交付を希望される方のみ提出。)	様式第10号								
返信用封筒(受付票返送用) (希望される方のみ提出。)									
※ 1 平成25年10日1日から平成26年0日20	ロナイの即に似っ土	フまツ	F # 6	·+ ^^ -	L ++ 2#		- 1 1. 1.	/A 277	

^{※1} 平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に終了する事業年度の決算日を基準として行われた経営 事項審査の結果通知書を添付できない場合に、結果通知書に代えて提出してください。なお、平成27年1月31日 までに結果通知書を提出できないときは、理由の如何を問わず、申請を却下します。

- 2 経営規模等評価結果通知書で「無」の表示がある場合に限り、提出してください。
- 3 該当する事項がある場合に限り、提出してください。
- 4 法人にあっては国税通則法施行規則別紙第9号様式3の3、個人にあっては同様式その3の2を提出してください。
- 5「個人県民税を除くすべての県税」に滞納がない旨の証明書を提出してください。
- 6 共同企業体の構成員全てについて提出してください。

様式第1号(その1)

競争入札参加資格審查申請書(県内建設業者用)

業者区分	①県内 申請区分 ②更新(定期) 業者番号 ③00000														
福井県が発	後注する	る建設	工事の第	競争入	札に参	加した	いので	、建設	工事の	請負契	約等に	係る競	竞争入村	Lの参加	旧者の
資格等(平成	10 年初	畐井県4	告示第	749 号)	4によ	り、関	係書類	を添え	て資格	審査を	と申請し	」ます。			
福井県知事	様		提	出先	4福井	土木	事務所			平	成 26	年 1	1月 1	日	
	郵便都	番号 (5 91000	800	市区	区町村:	コード	6 18	201	信	直話番 号	計 ⑦()776-0	0000	
	住	所	/∃ ⊆ +	C+44 1)	⑧福井	旧物井岩	-		(EC-	在地 2)	@ +:	手0一0		Ī	
申請者	114	121	(77112	C.F.E. 1/	<u> Ств</u>	水田ガリ	l)		(7717	工地 2)	9 X.	- 0-0	<u>, </u>		
	(7	フリガナ	-)	(11)	オオテク	アンセツ	,			(フリガ	ナ)	(13) / 1-2	ナテーイ	チロウ	7
		または			株)大					表者。	_	①大=			
	11-3 0		<u> </u>		1117		•				·	<u> </u>		-	
申請内容の	担当	 	担当者」	壬名	(14)大	手 二	郎								
照会先		_	1407					子メー	-ルアト	・レス	(14)abs	defg@h	ni ik. oı	r. ip	7
, MA)	-2111		.,,,,									40.8 0.		. 56	
建設業許可	Γ	(15)	福井県	知事		 許可	第	160000	000	号					
の状況	L		IB71 %.	VH -}-				24 年	10 月	<u>」</u> つ 1日	許可				
*> // () ()							1 170	,	10 /1	• -					
建設業	土	建	電	管	錙	ほ	塗	園	大	左	法	交	ح	石	屋
の種類		Æ	电	B	型闸	14	至	[AS]	八	71.	14	又	٢	711	/±.
許可区分	18					_		_				_		_	
(一般:1	2					2		1				1		1	
特定2)												ı	ı		
資格申請	400														
する業種	(19) (a)					9					9	9			
(する:9)	9														
建設業															
の種類	タ	筋	し	板	ガ	防	内	機	絶	通	井	具	水	消	清
許可区分															
一般:1			1												
特定2)															
資格申請															
する業種															
(オス・0)	i	i	1	1	İ	1	i	1	İ	i	1	i	1	1	i

【様式第1号(その1)】 入力上の注意事項

番号	項目	入力要領
1)	業者区分	 ア 単体で申請する場合 → 「県内」を選択してください。 イ 共同企業体で申請する場合 → 「県内(共同企業体)」を選択してください。
2	申請区分	 ア 過去に一度でも県の競争入札参加資格者名簿に登載されたことがある方 (名 簿に登載されていたが途中で資格を失った方も含む。) → 「更新 (定期)」を選択してください。 イ 初めて県の資格審査を受ける方 → 「新規」を選択してください。
3	業者番号	 県が指定する整理番号です。建設業の許可番号とは異なりますので御注意ください。 ア 平成 25・26 年度の競争入札参加資格者名簿に登載されている方 → 県土木管理課のホームページに業者番号一覧表を掲載していますので、御自身の業者番号を確認の上、その番号を入力してください。 イ ア以外の方 → 「業者番号・経常JV許可番号確認票(建設業者用)」を県土木管理課にFAX (0776-22-8164) し、業者番号の指定を受けた上、その番号を入力してください。
4	提出先	申請者の主たる営業所を所管する土木事務所を選択してください。
(5)	郵便番号	ハイフンなしの半角数字7桁 で入力してください。
6	市区町村コード	該当するコード・市町名を選択してください。
7	電話番号	市外局番から ハイフンありの半角数字 で入力してください(固定電話に限ります。 IP電話および携帯電話の番号は認めません。)。
8	住所(所在地1)	都道府県名および市区町村名まで入力してください。 所在地が町である場合は、「○○郡」を省略せず、「○○郡○○町」と入力してください。 《正しい入力例》
9	住所(所在地2)	 (所在地1)で入力した後に続く所在地を入力してください。 「丁目」「番地」等は「一」により表示してください。なお、数字・記号は、全て全角で入力してください。 《正しい入力例》 〇大手3-17-1 《誤った入力例》 ×大手3丁目17番1号
10	商号または名称	「株式会社」等会社の種類を示す部分は、「(株)」「(有)」等略号で入力してください。この場合、「(」「株」「)」と全て全角の1文字として入力してください。また、商号等にカタカナ、アルファベット、記号等が含まれる場合も全て全角で入力してください。

		≪正しい入力例≫ ○ (株) 大手建設 ○オオテ建設(有)
		《誤った入力例》 ×㈱大手建設(記号の㈱は不可)
		×00TE 建設 (有) (半角は不可)
		経常JVの場合にあっては、当該経常JVの名称を入力してください。
		《入力例》○×建設・□△土木経常建設共同企業体
		「株式会社」等会社の種類を示す部分は、省略してください。全て <mark>全角カタカナ</mark>
	 商号または名称	で入力してください。
11)		≪正しい入力例≫ ○オオテケンセツ
	(フリガナ)	≪誤った入力例≫ ×カブシキカイシャオオテケンセツ
		×オオテケンセツ(半角は不可)
		姓と名の間を1文字空けて、全角で入力してください。 役職名は入力しない でく
		ださい。
		≪正しい入力例≫ ○大手 三郎
		≪誤った入力例≫ ×大手三郎(姓名を続けて入力するのは不可)
12	代表者氏名	×代表取締役 大手 三郎(役職は不要)
		経常建設共同企業体の場合にあっては、当該経常建設共同企業体を代表する者の
		商号または名称および代表者の氏名を入力してください。
	15-1-4	《入力例》(株)大手建設 大手 三郎
13	代表者氏名(フリ	 姓と名の間を1文字空けて、全角カタカナ で入力してください。
	ガナ)	
<u>(14)</u>	申請内容に関する	申請書の内容に関する県からの照会について、回答できる者の氏名、電話番号お
	照会先	よびメールアドレスを入力してください。
15	建設業許可の状況	許可を受けた行政庁の名称を選択してください。
		許可番号を 半角数字6ケタ で入力してください。 許可番号が6ケタに満たない場
		合は、6ケタになるまで頭に0を付して入力 してください。
		≪正しい入力例≫ ○009876
		≪誤った入力例≫ ×354 (6ケタに満たない番号は不可)
16	許可番号	
		経常JVで申請される場合の許可番号は、県土木管理課で指定しますので、「業者
		番号・経常JV許可番号確認票(建設業者用)」を県土木管理課にFAX
		(0776-22-8164) し、経常 J V 許可番号の指定を受けた上、その番号を入力してく
		ださい。
17)	許可年月日	許可の年月日を入力してください。複数の許可年月日がある場合は、申請時点か
		ら最も遠い年月日のものを入力してください。
10	 	申請書を作成する時点で許可を受けている業種の欄の全てに、一 般許可の場合は
18	許可区分 	「1」を、特定許可の場合は「2」を入力してください。資格審査を申請しない業種 についても、
		についても、許可を受けている場合には必ず入力してください。 今回の申請で 資格審査を受けようとする業種の欄に「9」 を入力してください。
		今回の甲請で 資格番宜を受けようとする条種の欄に「9」 を入力してください。
19	 資格申請する業種	なお、「とい・エエ・コンクリート工事」に「ひいくは、「伝面処理工事」、「交通女 全施設工事 および「とび・土工・コンクリート(その他)工事 の3つに区分し
		王旭成工事] および「とび・工工・コンケット(ての他)工事」の3つに区方し て資格審査を行いますので、資格審査を受けようとする区分のそれぞれに「9」を入
		て負債番重を行いますので、負債番重を支わまうとする区方のでもいてもいと「9」を入 力してください。
1	l	/J U C N ICC V '0

【附表】

経営事項審査基準日 ①平成 26 年 3月 31日

資格審査申請業種	許可区分	平均完成工事高 (千円)
②1010000 土木一式工事	③特定	4 200000
1060000 ほ装工事	特定	50000
1080000 造園工事	一般	10000
1110000 法面処理工事	一般	3000
1120000 交通安全施設工事	一般	5000

【様式第1号(その1) 附表】 入力上の注意事項

番号	項目	入力要領
1	経営事項審査基準 日	経営規模等評価結果等通知書の「審査基準日」の欄に記載された年月日を入力してください。 この経営規模等評価結果等通知書の「審査基準日」が資格審査の審査基準日前1年間の範囲内(平成27・28年度定期申請の場合、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間)にあるものに限り、有効です。
2	資格審査申請業種	資格審査を受けようとする業種(様式第1号(その1)の⑩の欄)で「9」を 入力した業種の全部を選択してください。 総合評定値の通知を受けていない業種については、資格申請をすることがで きません。
3	許可区分	資格審査を受けようとする当該業種の許可の区分(特定または一般)を選択 してください。
4	平均完成工事高	経営規模等評価結果等通知書に記載された、該当する業種の「完成工事高」 を入力してください (コンマなし)。 なお、完成工事高が「2年平均」「3年平均」にかかわらず入力してください。

紙様式記入例

様式第2号

経常建設共同企業体構成員一覧表

共同企業	ABC土木・DEF組経常建設共同企業体								
申請する	申請する資格の種類		土木一式工事						
	代表者		柞	構成員 1		構成員 2			
許可番号	国土交通大臣 第012345号		福井県知事 第001234号						
許可区分	特定			一般					
許可年月日	平成 24年 4月	1日	平成 2	3 年 7 月	1日	平成	年	月	日
商号または名称	ABC±	木		DEF組					
代表者氏名	中央 三	郎	順	化 四郎					
所在地	福井市中央0-	-0-0	福井	市順化0-0	-0				
営業年数	35	年		40	年				年
元請完成工事高	350000	千円		150000	千円				千円
出資比率	60	%		40	%				%

※様式第2号記入要領

- 1 経常建設共同企業体として資格審査を申請する場合のみ提出してください。
- 2 様式第1号(その1)において代表者として記入した者を含めた構成員全員について記入してください。
- 3 「営業年数」は、共同企業体として申請をする業種の営業年数(許可を受けている期間に限る。)を 記入してください。
- 4 「元請完成工事高」は、共同企業体として申請する業種について、この資格審査の審査基準日前1年以内に終了する事業年度に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された2年平均または3年平均の元請完成工事高を記入してください。

経 営 規 模 等 総 括 表



<u>経</u>	営事	項審查対象工事	種別			工事			_
	商号	号または名称				評価対象数	文値	評点	
		事 種 類 別 年 間 均 完 成 工 事 高		千円	千円	(A+B+C) =			X_1
経営規模	自	己資本額	į			(A+B+C) =			a
規 模	利	益	į			(A+B+C) =			b
									$X_2 = (a+b)/2$
	経	営 状 況	点	点	点	A、B、Cの平均 (小数点以下 四捨五入)			Y
		工事種類別一級技術者数		人	人	$(A+B+C) = \bigcirc$			
		(上記のうち講 習 受 講)				(A+B+C) = 2			
	技術	工事種類別 基幹技能者数				(A+B+C) = 3			
技術	技術職員数	工事種類別二級技術者数	:			$(A+B+C) = \underbrace{4}$			
力	<i></i>	工事種類別 その他の技術 者 数	:			(A+B+C) = $ (5)$			
		計	(1)	$\times 5 + 2 \times 1$	$+3\times3+4$	$0\times2+(5)\times1)=$			d
		事種類別年間平 元請完成工事高	千円	千円	千円	(A+B+C) =			e
									$\begin{bmatrix} Z = d \times 4/5 + \\ e \times 1/5 \end{bmatrix}$
	の他 生等)	の審査項目(社)	点	点	点	A、B、Cの平均 (小数点以下 四捨五入)			W

(注) 「評点」の欄は記入しないでください。

※総合評点=0.25×X₁()+0.15×X₂()+0.2×Y()+0.25×Z()+0.15×W() = P

※経営規模等総括表(様式第3号)記入要領

- 1 資格審査の審査基準日前1年以内に終了する事業年度の決算日を基準とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に基づいて記入してください。
- 2 申請する業種ごとに別の用紙にして記入してください。

とび・土エ・コンクリート工事完成工事高内訳調べ

商号または名称			称	(株)大手質	建設
				総完成工事高	うち元請完成工事高
	種子吹	き付け	ア	1500 千円	0 千円
	モルタ	ル吹き付け	1	0 千円	0 千円
法面処理工事	ボーリ	ング	ウ	2000 千円	1500 千円
拉曲尺柱工事	その他の	の法面処理工事	エ	0 千円	0 千円
	法面処	理工事計 オ ニア +イ+ワ	ナ+エ	3500 千円	1500 千円
交通安全施設工	L事		カ	500 千円	0 千円
とび・土工・コンクリート(その他)工事			+	5500 千円	1000 千円
とび・土工・コ	コンクリ-	ート工事計 ク=オ +カ	カ +キ	9500 千円	2500 千円

【記入要領】

- 1 「法面処理工事」、「交通安全施設工事」または「とび・土工・コンクリート(その他)工事」を申請する者のみ提出してください。
- 2 経営規模等評価結果通知書の「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高について、「法面処理 工事」、「交通安全施設工事」および「とび・土工・コンクリート(その他)工事」に区分して記入して ください。

この場合においては、一の契約書ごとにいずれかの区分に積み上げるものとし、一の契約書に係る 契約金額を複数の工事区分にあん分しないでください。

【とび・土工・コンクリート工事の区分】

法面処理工事	各種吹付工、法枠工および法覆工
交通安全施設工事	標識、反射鏡、ガードレール等の交通安全施設設置工事であって、 道路管理者または公安委員会が設置するもの
とび・土工・コンクリート(その他)工事	上記以外の工事でとび・土工・コンクリート工事に該当する工事

- 3 「法面処理工事」については、さらに「種子吹き付け工」、「モルタル吹き付け工」、「ボーリング工」 および「その他の法面処理工事」に区分して記入してください。
 - 一の工事請負契約において、「種子吹き付け工」、「モルタル吹き付け工」、「ボーリング工」および「その他の法面処理工事」の区分の複数に該当する場合は、当該契約書記載の金額を適宜あん分して記入してください。
- 4 「法面処理工事 計」および「とび・土工・コンクリート工事 計」の総完成工事高欄の金額(完成工事高)は、経営規模等評価結果通知書の完成工事高の金額と一致させてください。

ほ装工事施工体制実態調書

1 機械調書

(1)	アスファルトフィ	イニッシャー	商号または名和	、)大手建設	
No.	舗装幅	型式	製造番号	登録番号	製造所	所有状況
1	2.5∼3.5 m	F45C	5566		A建機	●自己所有 ○ リース
2						○自己所有 ○ リース
3						○自己所有 ○ リース
4						○自己所有 ○ リ ー ス
5						○自己所有 ○ リース

(2) マカダムローラー

No.	車両重量	型式	製造番号	登録番号	製造所	所有状況
1	10 t	K105	K105-1111	福井000さ101	B重工	○自己所有 ●リ ー ス
2						○自己所有 ○ リ ー ス
3						○自己所有 ○ リ ー ス
4						○自己所有 ○ リ ー ス
5						○自己所有 ○ リ ー ス

(3) タイヤローラー

No.	車両重量	型式	製造番号	登録番号	製造所	所有状況
1	6 t	WP15WE	WE-1598	福井000か202	C重機	○自己所有 ●リ ー ス
2						○自己所有 ○ リース
3						○自己所有 ○ リ ー ス
4						○自己所有 ○ リ ー ス
5						○自己所有 ○ リ ー ス

※上表に記載した建設機械の所有および作動状況について、次のとおり監督職員による実地確認を依頼します。

実地解を希望	【第1希望】	平成 <mark>26</mark> 年 <mark>12</mark> 月 <mark>19</mark> 日(金)○午前 ●午後	※資格審査の申請日から1月以内の日
する日時	【第2希望】	平成 <mark>27</mark> 年 1月15日 (水) ●午前 ○午後	(県の休日を除く。) としてください。
実地解説所の	垣井古へ	〇町1-2-3 (株)大手建設資機材倉庫	※ 資格審査申請書を提出した土木事務
所在地	曲チョン	〇叫 1 一 2 一 3 (休)八丁连改貝饭的后庠	· 所の管轄区域内に限ります。

23

[※] 実地確認に当たっては、技術者調書に記入したオペレーターのいずれかの方に実際に機械を作動していただきます。オペレーターによる作動状況の確認ができない場合は、資格審査に必要な建設機械として認めることができません。

2 技術者調書

氏 名	年齢	住 所	法令による免許等	実務経験年数	雇用年月日
А山 В男	50	県内 <mark>吉田郡永平寺町</mark> 県外	舗装施工管理技術者 1 級	25	平成 14 年 6 月 10 日
C田 D雄	40	県内 福井市 県外	1級建設機械施工技士、アスファルトフィニッシャー操作員	20	平成 16 年 8 月 1 日
E川 F太	35	県内 坂井市 県外	マカダムローラー操作員	10	平成 18 年 10 月 1日
G本 H郎	35	県内 県外 加賀市	タイヤローラー操作員	15	平成 20 年 1 月 15 日
		県外			
		県外			
		県外			
		県内 県外			

※ほ装工事施工体制実態調書(様式第5号)記入要領

- 1 機械調書は、申請時に所有しているもののうち、県発注工事の施工時に使用する可能性のあるものを記入してください。リース期間が平成29年4月30日以降に及ぶもので、所有と同等の権能が認められているリース契約(原則として、法人税法上のファイナンス・リース取引契約に係るものに限る。)については、所有に含みます。
- 2 アスファルトフィニッシャーの「舗装幅」は「(最小幅) m~(最大幅) m」を、マカダムローラーおよびタイヤローラーの「車輌重量」は「バラスト水を含む最大重量」を記入してください
- 3 所有(1に規定するリース契約を含む。)していることが確認できる資料(市役所・町役場の資産証明、 売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書、法人税申告書別表(写)等)および写真を添付してください。また、マカダムローラー、タイヤローラーについては、特定自主検査記録表の写しを添付してください。
- 4 技術者調書は、申請書提出日現在で、下記に掲げる技術者等(<u>自社と3か月以上の雇用関係がある者に限</u> <u>る</u>。)について記入してください。免許等を複数所有する場合は、その全てを記入してください。

「法令による免許等」の欄に記入する免許等の名称

舗装施工管理技術者1級 舗装施工管理技術者2級

1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士 (3種、4種または5種に限る。)

アスファルトフィニッシャーの操作員 マカダムローラーの操作員 タイヤローラーの操作員

- 5 記入した技術者等に係る資格者証、労働安全衛生法第61条による車両系建設機械(整地・運搬・積込み 用及び掘削用)運転技能講習終了証および自社と3か月以上の雇用関係が確認できる資料(健康保険証等) の写しを添付してください。
- 6 「住所」は、市町名のみ記入してください(**字、番地等の記入は必要ありません。**)

様式第6号

法 面 処 理 工 事 施 工 体 制 実 態 調 書

技術者調書			商号または名称	(2	株)大手	建設
氏 名	年齢	住所	法令による免責	許等	実務経 験年数	雇用年月日
А山 В男	<u>50</u>	県内 <mark>吉田郡永平寺町</mark> 県外	のり面ノズルマン技能	能認定者	25	平成 14 年 6 月 10 日
C田 D雄	40	県内 福井市 県外	モルタル吹付け機ガン	ノマン	20	平成 16 年 8 月 1 日
E川 F太	35	県内 県外 舞鶴市	モルタル吹付け機ノス	ズルマン	10	平成 18 年 10 月 1 日
		県内 県外				
		県内 県外				
		県内 県外				
		県内 県外				
		県内 県外				

※法面処理工事施工体制実態調書(様式第6号)記入要領

1 申請書提出日現在で、下表に掲げる技術者等(<u>自社と3か月以上の雇用関係がある者に限る</u>。)のうち、県発注工事の施工時に従事する可能性のある者について記入してください。免許等を複数所有する場合は、その全てを記入してください。

「法令による免許等」の欄に記入する免許等の名称

1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士 (6種に限る。) 地すべり防止工事士

法面施工管理技術者 のり面ノズルマン技能認定者

モルタル吹きつけ機のノズルマンおよびガンマン

| 種子吹きつけ機のノズルマンおよびガンマン ボーリングマシーンの操作員

- 2 記入した技術者等に係る資格者証および自社と3か月以上の雇用関係が確認できる資料(健康保険 証等)の写しを添付してください。
- 3 「住所」は、市町名のみ記入してください(字、番地等の記入は必要ありません。)

営業所調査書

Α	1	営業所への入口が他の有資格者の営業所と同一でない(ビルのワンフロアを	●はい
		複数の有資格者が使用する場合にあっては、当該営業所の入口が同一でない)。	Oいいえ
	2	同一のフロアを複数の有資格者が使用する場合、次の全ての要件を満たす間	
		仕切り等で区別されている。 - スーエサスの京さがまる	Oはい
		ア 天井までの高さがある。 イ 他の有資格者の営業所で行われる会話を容易に聞き取ることができな	Oいいえ
		イ 他の有資格者の宮業所で行われる会詁を容易に聞き取ることができない構造である。	●該当なし
		ウ 容易に移動させることができないものである。	
	3	入札契約手続に使用する電話およびパーソナルコンピュータを他の有資格	●はい
		者と共用していない。	Oいいえ
•	4	建設業法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に関する書類	●はい
		が他の有資格者の書類と混同していない。	○いいえ
	5	建設業の事業に関する業務に従事する者が当該業務を行うための机その他	●はい
		の什器および設備を他の有資格者と共用していない。	Oいいえ
В	1	容易に移動することができないよう基礎に固定されている。	●はい ○いいき
			Oいいえ
	2	屋外の公衆が見やすい場所および営業所の出入口付近に商号または屋号を記載した視認性の高い看板(建設業法施行規則に定める建設業者が営業所に掲げ	●はい
		載した祝談性の同い省版(建設業法施刊税別に定める建設業省が営業別に掲げる る標識程度の大きさとする。) を掲げている。	Oいいえ
		建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に適法に掲示してい	●はい
	3	る。	Oいいえ
		公益事業者(電気・ガス・水道等公共サービス提供業者)と供給契約を締結し	1+1>
	4	て、電気、ガス、水道等の供給を受けている、またはそれと同等とみなされる	はい○いいえ
		環境にある。	
	5	接客、契約、執務等の営業を行うための十分なスペースがある。	●はい
			Oいいえ
	6	接客、契約、執務等の営業を行うために必要な机、椅子等の備品を備えている。	●はい ○いい=
			○いいえはい
	7	不過切る私医を行うでいない呂来が専用の固定電品(IF電品を除て。)を開 えている。	○いいえ
		- へくいる。 - 入札契約手続きに使用するパソコンを備え、かつ、県の電子入札サービスシス	はい
	8	テムに接続できる。	Oいいえ
		建設業法第40条の3に規定する帳簿および書類を保存するための書類棚等	●はい
	9	を他の入札参加資格者と共用していない。	Oいいえ
	10	9の帳簿および下請契約に係る請負代金の支払いを適正に行っていること	●はい
	10	がわかる書類を適切に保存している。	Oいいえ
	11	契約用の印鑑を適切に保管している。	●はい
	11	大利用の中値を適切に休官している。	Oいいえ
	12	電子入札用ICカードを適切に保管している。	●はい
	- '-	- Biyaniton I C回動に除日OCV®。	Oいいえ
	13	経営業務管理責任者および専任技術者が常勤している。	●はい ○!:!
			○いいえ

^{※ 1}つでも「いいえ」の項目がある場合は、入札参加資格を与えることができません。

営業所調査書(様式第7号(その1))に定める各要件に関する不適切事例

項目	営業所調査書における調査事項	不適切事例(「はい」に該当しない事例)
A 1	営業所への入口が他の有資格者の営業所と同一でない(ビルの	ア 他の入札参加資格者の営業所の中を通過しなければ入口に到達できない。
	ワンフロアを複数の有資格者が使用する場合にあっては、当該営	イ 商用ビルのワンフロアを複数の有資格者で使用しているにもかかわらず、それぞれ
	業所の入口が同一でない)。	の営業所への入口が同じである。
2	同一のフロアを複数の有資格者が使用する場合、次の全ての要件	ア 間仕切りが容易に移動させることができる簡易なパーテーションである。
	を満たす間仕切り等で区別されている。	イ 床から天井までの間仕切りで区分されてはいるが、その厚さが薄く、隣の事務所で
	ア 天井までの高さがある。	の会話等が容易に聞き取れる。
	イ 他の有資格者の営業所で行われる会話を容易に聞き取るこ	
	とができない構造である。	
	ウ 容易に移動させることができないものである。	
3	入札契約手続に使用する電話およびパーソナルコンピュータを	ア 電話が他の建設業者の営業所に転送されていて、実質的に、電話を共有している状
	他の有資格者と共用していない。	況にある。
4	建設業法の規定により備え置くべき書類その他建設業の事業に	複数の建設業者の帳簿書類が一の建設業者の管理下にある書類棚に混在して保管され
	関する書類が他の有資格者の書類と混同していない。	ている。
5	建設業の事業に関する業務に従事する者が当該業務を行うため	ある建設業者の経営業務管理責任者、営業所の専任技術者その他の技術者が建設業の
	の机その他の什器および設備を他の有資格者と共用していない。	営業のために使用する机、椅子等が、他の建設業者の主たる営業所に備えられている。
В1	容易に移動することができないよう基礎に固定されている。	基礎がされていない(営業所の建物と地面とが直接固定されていない)小規模なプレ
		ハブ構造で、接客および執務のスペースがないうえ、電話、備品および帳簿等も備え付
		けられていない。
2	屋外の公衆が見やすい場所および営業所の出入口付近に商号ま	ア 建設業者の商号を表示する看板が設置されていない、屋外に設置されていない。
	たは屋号を記載した視認性の高い看板(建設業法施行規則に定め	イ 商号を表示する看板は屋外に設置されているが、公衆が使用する道路から視認する
	る建設業者が営業所に掲げる標識程度の大きさとする。)を掲げて	ことができないほど、表示面積が小さい(建設業者が営業所に掲げる標識(縦 35cm×
	いる。	横 40cm) 程度より小さい)。
		ウ アパート・マンションの場合、共通の郵便ポストや部屋の入口に商号の表示がされ
		ていない、または商号の表示が分かりづらい。
		エ 商用ビルの場合、共通の案内掲示板に表示がない(外部から、当該商用ビルに建設

		業の営業所があることが明示されていない。)
		オ 商用ビルの専有部分への入口付近に看板を設置していない、または表示が小さくて
		視認できない。
		カ アパート・マンションなどの集合住宅の一室を営業所としている場合で、当該集合
		住宅の中に建設業の営業所があることを外部の一般公衆が分かるように、集合住宅の
		敷地内に看板を設置していない。
		キ アパート・マンションなどの集合住宅の一室を営業所としている場合で、専有部分
		の入り口付近に看板を設置していない、または表示が小さくて視認できない。
3	建設業法第40条に規定する標識を公衆の見やすい場所に適法	アー標識が掲示されていない。
	に掲示している。	イ 標識が営業所の奥に設置されている等、公衆の見やすい場所に設置されていない。
		ウ 標識の記載内容が有している許可の内容とあっていない(代表者の変更、業種追加、
		一部廃業、許可区分の変更、許可更新などが反映されていない)。
4	公益事業者(電気・ガス・水道等公共サービス提供業者)と供	ア トイレ、水道施設および電気設備の全てもしくはいずれかを設置していない。
	給契約を締結して、電気、ガス、水道等の供給を受けている、ま	イ 独占的に使用できるこれらの設備を設置していない、または契約上共用利用できる
	たはそれと同等とみなされる環境にある。	これら設備がなく、隣接施設の設備等を利用している。
		ウ 設置しているが、正常に使用できない。
		エ 他者により占有・制限管理されている場所を通過しなければ、いつでも自由にトイ
		レや水道等が利用できない。
5	接客、契約、執務等の営業を行うための十分なスペースがある。	ア 接客、契約等を行うための十分なスペースが確保されていない。
		イ 執務等のスペースが確保されていない。
		ウ 建設業の営業に従事する職員(技術職員を含む。)の数に見合うだけのスペースが確
		保されていない。
6	接客、契約、執務等の営業を行うために必要な机、椅子等の備	ア 机および椅子がない。
	品を備えている。	イ 机および椅子はあるが、建設業の営業に従事する職員の数に見合うだけの数が確保
		されていない。
		ウ 机および椅子が職員の数に見合うだけ確保されているが、他の建設業者の職員と共
		用している。
7	不適切な転送を行っていない営業所専用の固定電話(IP電話	ア 固定の専用電話がない。
-	·	

	を除く。) を備えている。	イ 常時、他社や電話受付代行業者等に転送を行っている。
		ウ 携帯電話および I P電話のみ (050 番号から始まる番号) を使用している。
8	入札契約手続に使用するパソコンを備え、かつ、県の電子入札	ア 入札契約手続に使用することができるパソコンを所有していない(インターネット
	サービスシステムに接続できる。	回線に接続できないなど)。
		イ 入札契約手続に使用するパソコンを所有しているが故障し、正常に動作しない。
		ウ 入札契約手続に使用するパソコンを他の建設業者と共用している。
9	建設業法第40条の3に規定する帳簿および書類を保存する	書類棚、収納キャビネット等を他の入札参加資格者と共有している(他の入札参加資
	ための書類棚等を他の入札参加資格者と共用していない。	格者の帳簿書類等を当該入札参加資格者の収納キャビネット等に保存している。)。
1 0	9の帳簿および下請契約に係る請負代金の支払いを適正に行	ア 帳簿を作成せず、かつ、電磁的記録も作成していない。
	っていることがわかる書類を適切に保存している。	イ 帳簿等を関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付けていない。
		ウ 帳簿等は工事目的物の引渡し後 5 年間分保存しなければならないにもかかわらず、
		保存されていないものがある。
		エ 発注者から直接請け負った建設工事の完成図書等の営業に関する図書が 10 年間保存
		されていない。
		オ 建設業の下請契約書等が備え付けられていない。
		カ 関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付けられていない。
		キ 建設業の営業所になっていない自社の他の店舗(建設業法第3条第1項により許可
		を受けて建設業を営む営業所以外の場所)に備え付けている。
1 1	契約用の印鑑を適切に保管している。	ア 契約用の印鑑が関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付けられて
		いない。
		イ 代表者が業務の必要上、印鑑を常に持ち歩いていることとしているにもかかわらず、
		当該代表者が印鑑を所持していない。
1 2	電子入札用ICカードを適切に保管している。	ア 電子入札用ICカードが関連会社や代表者の自宅等に置いてあり、営業所に備え付
		けられていない。
		イ 代表者が業務の必要上、ICカードを常に持ち歩いていることとしているにもかか
		わらず、当該代表者がICカードを所持していない。
1 3	経営業務管理責任者および専任技術者が常勤している。	ア 常勤を証明する書類(出勤簿、賃金台帳、健康保険等の標準報酬決定通知書など)
		が当該建設業者の営業所になく、出勤状況が把握できない。
		が、自成性成素有の音素がになく、田勤状がが、記述してない。

1	役員でない専任技術者の出勤簿が記録されていない。
- T	

- ウ 経営業務管理責任者が退職しているにもかかわらず、変更届が提出されていない。
- エ 専任技術者が退職しているにもかかわらず、変更届が提出されていない。
- オ 長期間入院等により勤務していないのに出勤扱いになっている。
- カ 経営業務管理責任者・営業所の専任技術者の居住地が、社会通念上、常勤することが困難と考えられるほど遠方にある。
- ク 経営業務管理責任者が営業所の営業日に、所定の時間中常に勤務していることが確認できない。
- ケ 経営業務管理責任者が他の会社等(建設業に限らない。)でも常態的に勤務している。
- コ 営業所の専任技術者が営業所営業日に実際出勤・勤務していることが確認できない。
- サ 営業所の専任技術者が他の会社等(建設業に限らない。)でも常態的に勤務している。
- シ 経営業務管理責任者・営業所の専任技術者が営業所に不在の際、営業所に勤務する 職員が連絡先を把握していない(職務の遂行上外出しているとは認められない。)。

営業所 写真台帳

(1)遠景写真	・営業所全体の外観写真を添付してください(外に掲げる看板が確認できること。)。
写真添付	
(2)近景写真	
写真添付	・営業所の入口が確認できる外観写真を添付してください(玄関に掲げる看板または建設業許可証が確認できること。)。
(3)事務所内写真(全体)	
写真添付	・建設業の営業を行う事務 所の全体が分かる写真を 添付してください。 (経営業務管理責任者、営業 所の専任技術者およびその他 常時雇用する技術者の人数分 の机、椅子等が確認できるよ うに撮影してください。)

(4) 事務所内写真(電話、パソコン等の通信設備の状況)	
写真添付	・当該営業所専用の固定電話、電子入札システムに接続するためのパソコン設備があることが分かる写真を添付してください。
(5) 南黎武山写声 (净訊光法等40条页21-18中土 7 框签書签页	/B 左, 此, 四, 1
(5)事務所内写真(建設業法第40条の3に規定する帳簿書類の写真添付	保存状況) ・建設業法第40条の3の規 定はより備え付けない でまないるで である契約書、で である契約書、 である契約書、 である工体制台帳 である工体している (目存する) はます。) はます。) はます。) にで はます。) にで にで にで にで にで にで に に に に に に に に に に
(6)事務所内写真(契約用の印および電子入札用 I Cカードの	D保管状況) ・契約締結に使用する社印 および代表者印ならびに
写真添付	県の電子入札に使用するICカードの保管状況が分かる写真を添付してください。

紙様式記入例

様式第7号(その1)(附表2)

営業所に関する誓約書

平成26年12月10日

福井県知事 西川 一誠 様



平成27・28年度の福井県建設工事に係る競争入札参加資格審査を申請するに当たり、 下記の事項を誓約します。

記

- 1 営業所調査書(様式第7号(その1))および同様式附表1に記載した事項に相違がないこと。
- 2 営業所調査書(様式第7号(その1)) および同様式附表1に記載した事項について 県が実施する営業所調査に協力すること。
- 3 県が行う営業所の要件に関する是正指導に、誠実に対応すること。

家工し	第8号	行別項日从	剱の昇正に徐る	日口中古書		电	于中請人人	ניפרט
	項目			該当の	有無等			
	工種区分	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	鋼構造物工事	ほ装工事	備考
	申請の有無	●有 ○無	○有 ●無	○有 ●無	○有 ●無	●有 ○無	●有 ○無	
Ι	技術力							
1	工事成績	平均点 <u>75</u> 点 件数 <u>6</u> 件	平均点 点件数 件	平均点 点 件数 件	平均点 点件数 件	平均点 <u>0</u> 点 件数 <u>0</u> 件	平均点 <u>80</u> 点 件数 <u>1</u> 件	1
	ア 県の優良工事表彰 (特別賞、優秀賞、優良賞ま たは所長表彰)	●該当あり ○該当なし	○該当あり ○該当なし	○該当あり ○該当なし	○該当あり ○該当なし	○該当あり ●該当なし	○該当あり ●該当なし	2
② 表 彰	イ 他発注機関の優良工事表彰	○該当あり ●該当なし	○該当あり ○該当なし	○該当あり ○該当なし	○該当あり ○該当なし	○該当あり ●該当なし	○該当あり ●該当なし	3
	ウ 福井労働局の安全衛生表彰	○該当あり ●該当なし	〇該当あり 〇該当なし	〇該当あり 〇該当なし	〇該当あり 〇該当なし	○該当あり ●該当なし	○該当あり ●該当なし	4
3 3	子全管理措置違反による指名停止措置等			●該当あり	〇該当なし	•		5
	ア 技術職員数	1						
	1級技術者	<u>6</u> 人	人	人	人	<u>2</u> 人	<u>3</u> 人	
④ 施	1級技術者(講習受講)	<u>5</u> 人	人	人	人	<u>2</u> 人	<u>2</u> 人	6
エ	基幹技能者	<u>0</u> 人	人	人	人	<u>0</u> 人	<u>O</u> 人	
能力	2級技術者	<u>3</u> 人	人	人	λ	<u>1</u> 人	<u>0</u> 人	1
	イ 30歳未満の技術職員数	<u>1</u> 人	Д	人	λ	<u>O</u> 人	<u>0</u> 人	7
	ウ「機械・運搬具」の価額			425	 <mark>00</mark> 千円			8
Π_	 経営力							
⑤ 経	ア 経営規模等評価結果のY点	○1100点以上 ○1000点以上1100点未満 ●1000点未満					9	
営 状 況	イ 経営規模等評価結果のX2点	○454点 ●455点以上					10	
6	ア 会社合併		○土木部長の認定あり ●該当なし					
経営基	イ 経常建設共同企業体	○土木部長の認定あり ●該当なし					11	
基盤強	ウ 協業組合	○土木部長の認定あり ●該当なし						
化	エ 新分野展開スタートアップ支援事業	●該当あり ○該当なし						12
Ш								!
7	不正行為等による指名停止措置			○該当あり	■該当なし			13
8	監督処分			○該当あり	■該当なし			14
V	 社会性							
9	エコアクション21		〇該当	あり(ISO14001 <i>0</i>	D認証なし) ●	 該当なし		15
	ア 障害者雇用報奨金	○該当あり●該当なし						16
雇 用	イ 常勤雇用者の数				<u>15</u> 人			17
か。) ア・ イウ:	子育て支援(次のうちのいずれ 一般事業主行動計画の届出 一般事業主行動計画の認定 父親子育て応援企業知事表彰 子育てモデル企業の認定			●該当あり	〇該当なし			18
12 緊	ア除雪契約	●該当あり ○該当なし	_	_	_	-	_	19
急災害	イ 民間除雪機械委託契約	●該当あり ○該当なし	_	_				20
時 等	ウ 災害協定の締結	●該当あり ○該当なし	_	〇該当あり 〇該当なし	_	_	_	21
貢献	エ 消防団協力事業所表示証			○該当あり		•	•	22
	 		00.0 N-4/hn					

[※] 備考1~22までについては、申請要領の35~36ページを御覧ください。

・H24.10.1~H26.9.30の間に工事成績評定の通知を受けたものについて、平均点と通知を受けた件数を入力してくださ ・平均点の小数点以下の端数は、切り捨てとしてください。 1 記入のない場合は、加点評価を行いません。 【添付書類】なし。 平成25年度または平成26年度に福井県の優良工事表彰を受けている場合には、「該当あり」にチェックを入れてくださ い。ただし、申請する業種と同じ業種の工事に係るものに限ります。 【添付書類】表彰状の写し(複数の表彰を受けている場合は、特別賞>優秀賞>優良賞>所長表彰の優先順位でいず 平成25年度または平成26年度に、福井県発注以外の公共工事に関して優良工事表彰を受けている場合には、「該当あ り」にチェックを入れてください。ただし、申請する業種と同じ業種の工事であって、施工地係が県内のものに係る表彰に 限ります。 【添付書類】表彰状の写し(複数の表彰を受けている場合は、でいずれか一つ。)、表彰を受けた工事の業種が分かるも の(工事設計書、CORINS登録など) 平成25年度または平成26年度に、厚生労働大臣または福井労働局長から安全衛生表彰を受けたている場合には、「該 当あり」にチェックを入れてください。申請する業種と同じ業種の工事であって、施工地係が県内の公共工事に係るもの に限ります。 【添付書類】表彰状の写し、表彰を受けた工事の業種が分かるもの(工事設計書、CORINS登録など) H2410.1~H26.9.30の間に、安全管理措置の不適切を理由(指名停止等措置要領別表第1第5号から第8号までのいず 5 れか)に指名停止措置または文書注意を受けている場合は、「あり」にチェックを入れてください。 申請する業種について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている「技術職員数」の数値をそ 6 のまま転記してください。 アで記載した技術職員のうち、審査基準日時点で満30歳未満の者の人数を記載してください(「0」の場合は不要)。 7 【添付書類】経営事項審査申請書に添付した「技術職員名簿」(建設業法施行規則様式第25号の11の別紙二) 審査基準日前1年以内に終了する事業年度に係る貸借対照表の「Ⅱ固定資産|中「機械・運搬具|の欄に記載されてい る価額(法人にあっては、減価償却累計額を控除した後の額)を転記してください。 8 【添付書類】経営事項審査申請書に添付した「貸借対照表」(法人にあっては建設業法施行規則様式第15号、個人に |あっては同規則様式第18号。「1000万円未満」の場合は不要) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているY点の数値に基づき、該当する欄にチェックをしてく 9 ださい。 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されているX2点の数値に基づき、該当する欄にチェックをしてく 10 ださい。 「経営基盤強化評価決定通知書」の交付を受けている場合、「土木部長の認定あり」にチェックをしてください。 11 【添付書類】経営基盤強化評価決定通知書の写し H24.10.1~H26.9.30の間に新分野展開スタートアップ支援助成金の交付を受けている場合に「該当あり」にチェックしてく 12 ださい。 【添付書類】助成金の交付を受けたことがわかる書類 H24.10.1~H26.9.30の間に、安全管理措置の不適切以外の理由で指名停止措置または文書注意もしくは口頭注意(指 13 |名停止等措置要領別表第1第5号から第8号までに係るものを除く。)を受けている場合には、「該当あり」にチェックを入 れてください。 H24.10.1~H26.9.30の間に建設業法の監督処分(営業停止または指示処分)を受けている場合は、「該当あり」にチェッ 14 クを入れてください。 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で「ISO14001」の加点を受けていない場合で、平成26年12月31日の時 |点で、エコアクション21の認証を取得しているときは、「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】エコアクション21の認証を取得していることがわかる書類 平成25年度に、障害者雇用報奨金の支給を受けている場合は、「該当あり」にチェックしてください。 16 【添付書類】障害者雇用報奨金の支給を受けていることがわかる書類 建設業従事者のうち、自社と6か月以上の雇用関係にある者の人数を記載してください。 |【添付書類】記載した人数に係る健康保険証の写し(会社名の表示がない場合には、賃金台帳、出勤簿等会社との雇用 関係が分かる書類の写しを併せて提出してください。)

様式第8号 備考一覧

18	アから工までのいずれかに該当する場合には、「該当あり」にチェックをしてください。 【添付書類】届出書、認定書、表彰状の写し等(いずれか一つ。)
19	平成25年度または平成26年度に、県または県内の市町のいずれかと除雪契約(凍結防止剤散布を含む。)を締結している場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。 【添付書類】除雪契約書の写し(イで県との民間除雪機械委託契約書の写しを提出する場合は不要)
20	アの除雪契約のうち、県と民間除雪機械委託契約により締結したものがある場合には、「該当あり」にチェックを入れてください。 【添付書類】県との民間除雪機械委託契約書の写し
21	平成26年12月31日の時点で、災害協定を締結している場合に「該当あり」にチェックしてください。 【添付書類】災害協定を締結していることがわかる書類(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「防災協定の締結の有無」が「有」の場合は不要)
22	資格審査の申請期間の末日時点で、消防団協力事業所表示証を取得している場合に「該当あり」にチェックしてくださ
22	い。 【添付書類】消防団協力事業所表示証を取得していることがわかる書類

電子申請入力例

様式第9号(その1)

営業用設備調べ(県内建設業者用)

商号または名称 (株)大手建設

建設業の許可 **福井県知事** 許可 第 **000000** 号

※該当の○にチェックしてください。

PC工場 ●所有なし ○所有あり → 工場数 箇所

ほ装工事のプラント工場 ○所有なし ●所有あり | **自己所有** → 工場数 |1 箇所

船舶 ●所有なし ○所有あり → 船舶数 隻

※様式第9号記入要領

船舶

- 1 審査基準日現在で、PC工場(JIS認定工場に限る)、ほ装工事のプラント工場(プラント工場を運営する法人等に対し出資等をしている場合を含む)、または船舶を、所有している場合には、「所有あり」にチェックするとともに、その箇所数を記入してください。
- 2 ほ装工事については、自己所有であるか、プラント工場を運営する法人等に対する出資等であ るかの別を記入してください。
- 3 船舶については、所有(リース所有、出資会社所有を含む)を確認できる資料(船舶検査証、 海上保険証券、リース契約書等)の写しを添付してください。

トランザクション浚渫船/ポンプ浚渫船/カッターレスポンプ浚渫船/マイクロポンプ浚渫船/浚渫船(汚泥浚渫船・高濃度浚渫船・浚渫空気圧送船)/バケット浚渫船/グラブ浚渫船(自航・非自航)/起重機船(自航・非自航)/クレーン付台船/杭打船/砕岩船(重錨式・衝撃式)/引船(曳船)/押船/監督船(自航・非自航)/装錨船/コンクリートミキサー船(バッチ式・連続式)/台船(自航・非自航)/運搬船(自航・非自航)/ガット船(採砂運搬船・石材運搬船)/ガットバージ/給水船(自航・非自航)/石運船(自航・非自航)/搭石船(自航・非自航)/サンドドレーン船/サンドコンパクション船/深層混合処理船/潜水士船/ケーソン製作用作業台船/自己昇降式作業台船/磁気探査船/油回収船/廃油回収船/清掃船/バージアンローダー船/圧送船/スパッド台船/オイルフェンス展張船/砂撒船/特殊船

※作業船の定義は、(社)日本作業船協会発行の「現有作業船一覧」を参考にすること。

37

様式第 10 号

※ 受付票の発行を希望されない方は、提出の必要はありません。

受付票														
	所	在	地											
提出者	名		称											
	代表	養者の」	氏名											
〔提出する	書類)												
口 平成	2 7	• 28	年度建	設工事	に係る	る競争.	入札	参加資	格申	請書	<u>.</u>			
口 平成	27	. 28	年度建	設工事	に係る	る競争.	入札	参加資	格申	請書	に係	る変	更届	
□ その	他()			
受付印押印欄 (何も記入しないでください。)			(提出	出者の	備忘	備 録等、		考 に征	D利用	引く が	ごさい 。	,)		
(17 0 16) (0 76 (76 (76 (76 (76 (76 (76 (

^{※1} 郵送で提出される方は、必要な金額分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

² 原則として、この受付票以外の方法による受付確認は行いませんのでご了承をお願いします。

様式第11号(その1)

誓約書

平成 年 月 日

福井県知事 西川 一誠様

所 在 地 商号または名称 氏 名 ®

平成27・28年度の競争入札参加資格申請書に添付すべき経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)につきましては、決算事務の都合により添付することができません。

現在、平成 年 月 日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の交付を受けるべく、下記のとおり準備しておりますので申請書を受理願います。

なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書につきましては、<u>平成27年1月30日(金)までに</u>交付を受けることとし、交付を受けることができなかった場合には、資格申請を却下されても異議を申し立てることはいたしません。

記

経営状況分析申請書の申請(予定)日

平成 年 月 日(予定)

経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の申請(予定)日

平成 年 月 日(予定)

※ 平成27年1月30日(金)までに、平成26年10月1日前1年以内に終了する事業年度を審査基準日とする経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の提出がない場合は、資格審査を受けることができません。

平成27・28年度建設工事等競争入札参加資格審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の添付ができない建設業者の取扱いについて

決算事務の都合等により、資格審査の申請受付期間内に、経営規模等評価結果通知書・総合評定 値通知書(写)の添付ができない建設業者については、受付印が押印された経営規模等評価申請書・ 総合評定値請求書(写)を添付した上で、申請書に添付すべき経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書の提出を確約する書面(別紙参照)を提出してください。

なお、資格審査事務の都合上、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)は、原則として平成27年1月30日(金)までに提出してください。

なお、この特例の適用を受ける方は、電子申請入力画面において、経営事項審査の総合評定値(P点)、平均完成工事高等および経営状況分析結果の評点(Y点)を入力する必要はありません。

(参考)

建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号) 別表第1

(注) 2 4 (1) アの規定による資格審査の申請をする場合に限り、資格審査の申請時において経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の交付を受けていない者は、前号の規定にかかわらず、知事が指定する日までに、同号の規定に係る経営規模等評価申請書および総合評定値請求書の写しを提出することにより、経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書の提出に代えることができるものとする。

格付けに必要な技術職員数の取扱いについて

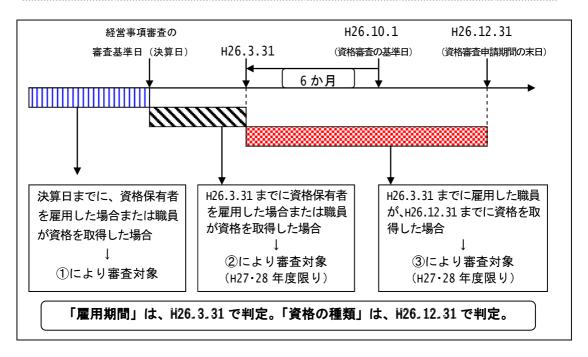
平成27・28年度以降の競争入札参加資格の格付けに必要な技術職員数については、①の技術職員数により審査することとしていますが、平成27・28年度に限り、経過措置として、②および③の技術者についても対象としますので、お知らせします。

【資格審査事務処理要領に定める要件】

① 平成27・28年度の資格審査申請書に添付する「経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書」に記載されている、建設工事の種類別の技術職員数

【平成27・28年度限りの経過措置】

- ② 平成27・28年度の資格審査の審査基準日である平成26年10月1日(予定) 以前に6か月を超える恒常的な雇用関係がある(=平成26年3月31日までに雇用を開始した)建設工事の種類別の技術職員数
- ③ 平成26年3月31日までに雇用を開始し、資格審査の申請期間末日の平成26 年12月31日までに該当する資格を取得した建設工事の種類別の技術職員数



FAQ

- Q 経過措置を設けるのはなぜか。
- A 技術職員数を格付け要件とすることを公表した日が平成25年4月16日であり、資格審査を申請される建設業者の経営事項審査基準日(決算日)によって、技術職員の雇用や資格取得に要する期間に不公平が生じるおそれがあるため、初年度に限り、審査基準日を統一する。
- Q 経過措置として認められる技術職員の雇用開始日を、資格審査の審査基準日以前 6か月を超える雇用期間にある者に限るのはなぜか。
- A 経営事項審査において評価対象となる技術職員の取扱いに合わせるため。
- Q 平成26年10月1日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があることの確認は、どのように行うのか。
- A 経営事項審査における技術職員の審査と同様の方法により行う。
- Q 経営事項審査で既に2業種について評価対象となっている技術職員であっても 経過措置の対象として申請することができるか。
- A できない。経営事項審査での評価と経過措置による評価とを合わせて、1人の技 術職員が審査対象となるのは、2業種までとする。

【例】

- ① 1級土木施工管理技士の資格保有者が、経営事項審査において、鋼構造物工事とほ装工事の2 業種で評価を受けている場合 → 経過措置の**評価対象とならない**。
- ② 経営事項審査において、建築一式工事と鋼構造物工事の2業種で評価を受けている1級建築施工管理技士が、1級建設機械施工技士を取得した場合 → 経過措置の**評価対象とならない**。
- ③ 経営事項審査において、建築一式工事の1業種で評価を受けている1級建築施工管理技士が、 1級建設機械施工技士を取得した場合 → 経過措置の評価対象として、土木一式工事の**評価対象となる**。
- Q 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された技術職員または経過措置により審査対象となった技術職員が、その後退職等により技術職員でなくなった場合は、どうなるか。
- A 「建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等」(平成10年福井県 告示第749号)の8(1)アの規定に基づき、技術職員数が格付け要件を満たさなく なった旨を届け出てください。変更後の技術職員数で格付けを変更します。

参考様式

納税証明書交付請求書

平成 年 月 日

福井県

長 様

請求者 住所 (所在地)

(窓口に来られる方) 氏名(名 称)

(フリガナ)

納税者 氏名(名 称)

(請求者と同一の場合は省略できます。)

次のとおり 納税証明書の交付を請求します。 (該当する口にレ印を記入するとともに、必要事項を記入してください。)

	使用目的	正明音の文件を明本しより	。 (成当する山にレロを記入することもに、) 対 象 税 目	証明事項	枚数
	(1)自動車の名義変 更または抹消登 録	自動車税	登録番号 福井 ()	未納の額がないこと。	枚
	(2)県制度融資およ び設備貸与制度 の申込み	全税目		滞納の額がないこと。	枚
	(3)県への補助金等の申請	全税目		滞納の額がないこと。	枚
	(4)建設業許可の申	個人事業税	平成()年所得分	納付すべき額、納付し	ш.
	請	法人事業税・地方法人特別税	平成 (年 月 日)事業年度終了分	た額および未納の額	枚
	(5)建設業の事業年	個人事業税	平成()年所得分	 納付すべき額、納付し	+/
	度終了の届出	法人事業税・地方法人特別税	平成 (年 月 日)事業年度終了分	た額および未納の額	枚
	(6)競争入札参加者	全税目		滞納の額がないこと。	枚
	の資格審査の申	個人事業税	平成()年所得分	納付すべき額、納付し	.,
請		法人事業税・地方法人特別税	平成 (年 月 日)事業年度終了分	た額および未納の額	枚
		個人事業税	平成()年所得分	納付すべき額、納付し	枚
	(7)金融機関への融 資申込み	法人事業税・地方法人特別税	平成(年 月 日)事業年度終了分	た額および未納の額	
		全税目		滞納の額がないこと。	枚
	(8) 試開権の存続延長の出願または認め開権の採開権への事額	鉱区税		滞納の額がないこと。	枚
	(9)その他	個人事業税	平成()年所得分	納付すべき額、納付し	枚
		法人事業税・地方法人特別税	平成(年 月 日)事業年度終了分	た額および未納の額	权
		全税目		滞納の額がないこと。	枚
		その他 []		枚
(ł	是出先】	証紙*	ちょう付欄 【枚数×400円】		

		【枚数	:×400円]			
※ 納税者本人が記載してください。	委		状	平成		月 F	明小石神田の万石
私は、上記の内容において、納代理人 住所(所在地) (窓口に来られる方) 氏名(名 称)	税証明書の	の交付請	情求および う	受領に関する権限を	に委任	します。	□ 運転免許証 □ 保険証 □ 社員証 □ その他 □ 郵送
委任者 住所(所在地) (納税者) 氏名(名 称)				P			確認者

納税証明書交付請求書

収入印紙ちょう付欄 (消印しないでください)

税務署長 あて

		年	月日
【代理人記入欄】 代理人の方のみ記入してください。 住所	住 所(納税地)		
氏名	(フリガナ) 氏 名 又 は 法人名及び		
、 ※代理人の方が請求される場合は委任状が必要	・ ~ 【代表者氏名】		(FI)
下記のとおり、納税証明書の交付を請求	【信託の名称: します。 記)
証明書の □ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の2	□ その4
申告所得税及 証明を受 復興特別所得税	申告所得税及 [復興特別所得税	後 类 付 別 別 付 忧	
けようと □ 法 人 税 する税目 □ 消 費 税 及 □ 地 方 消 費 税	□ 法 人 税 □	二 法 人 税 消 費 税 及 1 地 方 消 費 税	
(該当する税目 にレ印を記入 してください。) (税)	-	」 そ の 他 (税) その3の2、その3の3の場合は記	
自 年 月 日至 年 月 日	自 年 月 日	する必要はありません。	
証明を受 <u></u> けようとす 自 年 月 日 る国税の _{年分} 至 年 月 日	年分 至 年 月 日 自 年 月 日 年分 至 年 月 日		
中 皮 自 年 月 日 年 年分 至 年 月 日	自 年 月 日 年分 年 月 日	AL OTHER IS IN ST	V. 0 +919907
・納付すべき税額・納付済額・未納税額証明を受□法定納期限等	※申告所得税及復興特別所得税の証明の場合、所得種類※別の証明も可能です。	その3の2は「申告所得税及 興特別所得税」と「消費税及	次の期間について、 滞納処分を受けたこ とがないこと
けようとす □源泉徴収税額	項にレ印を記入してください。 「法	方消費税」に、その3の3は 三人税」と「消費税及地方消 税」に未納税額がないことと	自 年 月 日
(□には、必要な場合にレ印を記入してください。)		のます。	至 年 月 日
証明書の 請求枚数 枚	枚	枚	枚
証 明 書 の 口資金借入 口入札 使 用 目 的 口その他(参加指名願 □登録申請(更新))	□保証人	
※ 税務署整理欄			.
│ 本人(代理人) │□運転免許証 □パ │ 確認方法 │□住民基本台帳カード(i		資格証明書(顔写真付)() 確認者
□委 任 状 識別番号等			
□収入印紙 その 1 税目数		円 合計 確認者	
その2 その3	1.05	円(内現金円)円	証明
□現 金 そ の 4		<u>н</u> н	
整理番号		納 付- 	−連番号 領収担当者印

平成	年	月	日 申請

社会保険料納入確認(申請)書

	申	=+	+
1		==	_
		==	40

事業所整理記号	事 氵	業	所	番	号	

事 業 所 所 在 地				
事 業 所 名 称				
事 業 主 氏 名				(F)
電話番号	()–()-()

2. 申請事由

3. 確認事由

<u>。 唯心于口</u>						
項目			対 象 期	間		未納の有無
健康保険料						
厚生年金保険料	平成	年	月分から平成	年	月分まで	有・無
児童手当拠出金	十八	4	月ガから干成	4	月ガまじ	有・無
(延滞金を含む)						

		-
管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 • 2. 組合管掌健康保険	

上記のとおり相違ないことを確認します。

平 成 年 月 日

年金事務所長 即

労働保険特別会計 歳入徴収官 福井労働局長 殿

事業場所在地 事業場名称 代表者氏名

労働保険料納入に係る証明について(依頼)

みだしのことについて、競争入札参加資格審査申請に使用するため、下記事項について 証明願います。

記

- 1 労働保険番号 18
- 2 確認期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日
- 3 2の確認期間内に納付期限のある労働保険料について未納はありません。

以上

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

労働保険特別会計 歳入徴収官 福井労働局長